



(5) 悪臭	(4)	(4)	(4)
(1) から(4)までに掲げるものの水環境(水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境をいう。以下同じ。)	ほか、大気環境に係る環境要素	口 水環境(水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境をいう。以下同じ。)	(1) 水質(地下水の水質を除く。第二十一條第四項第一号口(1)及び別表第一において同じ。)
地形及び地質	地下水の水質及び水位	水底の底質	水底の底質
地盤	地形及び地質	地形及び地質	(1) から(3)までに掲げるものの水環境に係る環境要素
土壤	土壤	土壤	ほか、他の環境(イ及びロに掲げるものを除く。)
植物	植物	植物	ハ その他の環境(イ及びロに掲げるものを除く。)
生態系	生態系	生態系	(4) から(3)までに掲げるものの他の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
人との活動の場	人との活動の場	人との活動の場	ハ その他の環境(イ及びロに掲げるものを除く。)
イ 景観	イ 景観	イ 景観	ハ その他の環境(イ及びロに掲げるものを除く。)
ロ 人と自然との触れ合いの活動の場	ロ 人と自然との触れ合いの活動の場	ロ 人と自然との触れ合いの活動の場	ハ その他の環境(イ及びロに掲げるものを除く。)
四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素(次号及び第五号に掲げるものを除く。)	四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素(次号及び第五号に掲げるものを除く。)	四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素(次号及び第五号に掲げるものを除く。)	ハ 人と自然との触れ合いの活動の場(以下同じ。)
五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	ロ 温室効果ガス等(排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。)
六 放射線の量	六 放射線の量	六 放射線の量	口 温室効果ガス等(排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。)
4 第一項の規定により計画段階配慮事項を選定するに当たっては、前条第一項の規定により把	4 第一項の規定により計画段階配慮事項を選定するに当たっては、前条第一項の規定により把	4 第一項の規定により計画段階配慮事項を選定するに当たっては、前条第一項の規定により把	ロ 温室効果ガス等(排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。)

5 第一種林道事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合に、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。
6 第一種林道事業を実施しようとする者は、第一項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、第一項の規定により選定した事項(以下「選定事項」という。)について選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。
(計画段階配慮事項についての調査、予測及び評価の手法)
<b>第六条</b> 第一種林道事業に係る計画段階配慮事項についての調査、予測及び評価の手法は、第一種林道事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、区域等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定するものとする。
一 前条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他環境要素により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がり
二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第四号及び第五号に掲げるものを除く。)
三 人との活動の場
四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素(次号及び第五号に掲げるものを除く。)
五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ 自然林、湿原等であつて人為的な改変をほとんど受けっていないものその他の改変により回復することが困難である脆弱な自然環境
ロ 里地及び里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。)並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であつて、減少又は劣化しつあるもの
ハ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境
二 都市において現に存する樹林地その他の緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。)及び水辺地等であつて地域を特徴づける重要な自然環境
三 前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できるること。
四 前条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合の活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場及びその利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
五 前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定事項については、廃棄物等の他の環境への負荷の量の程度を、最終処分量その他の環境への量の程度を把握できること。
六 前条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定事項については、廃棄物等の他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等の量の程度を把握できること。
七 前条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定事項については、放射線の量の変化を把握できること。

(計画段階配慮事項についての調査の手法)
<b>第七条</b> 第一種林道事業を実施しようとする者は、第一種林道事業に係る計画段階配慮事項についての調査の手法を選定するに当たっては、前条第三項第二号に掲げる調査の手法(以下「調査の手法」といいます。)によつて調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
三 前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げるものに代表される生態系の保全上重要な自然環境が存在する空間全体に対する影響の程度を把握できること。
4 第一項の規定により計画段階配慮事項を選定するに当たっては、前条第一項の規定により把

の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。

#### (計画段階配慮事項についての予測の手法)

##### 第八条 第一種林道事業に係る計画段階配慮事項に

は、第一種林道事業に係る計画段階配慮事項についての予測の手法を選定するに当たっては、

は、第一種林道事業を実施しようとする者についての予測の手法を選定するに当たっては、

計画段階配慮事項についての調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 第三条第一項の規定により区域等に関する複数案が設定されている場合は、当該複数案ごとに、選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。

二 区域等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種林道事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一種林道事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。

三 国又は関係地方公共団体による環境の保全の観点から施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示される場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。

四 前号に掲げる手法は、次に掲げるものであること。

五 第一種林道事業を実施しようとする者は、第一種林道事業を実施しようとする者については、定性的に把握する手法を選定するものとす

る。前項第一号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、適切に選定された地域

二 予測の対象とする地域（第三項において「予測地域」という。）調査地域のうちから

手続により、可能な限り定量的に把握する

手続により、可能な限り定量的に把握する

手續により、可能な限り定量的に把握する

手續により、可能な限り定量的に把握する

手續により、可能な限り定量的に把握する

手續により、可能な限り定量的に把握する

手續により、可能な限り定量的に把握する

手續により、可能な限り定量的に把握する

手續により、可能な限り定量的に把握する

手續により、可能な限り定量的に把握する

手續により、可能な限り定量的に把握する

い。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

一種林道事業に係る配慮書について、法第三条の七第一項に規定する意見を求める場合には、法第三条の四第一項に規定する主務大臣への送付をした後、速やかに、関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見を同時に求めるよう努めるものとする。

（一般からの意見聴取の方法）

一 第一種林道事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して三十日以上の期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネット上の利用その他の方法により公表するものとす

（計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針）

二 第一條第一項の規定により検討に当たつて関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針については、次条から第十四条までに定めるところによる。

三 第二種林道事業を実施しようとする者（関係地方公共団体及び一般からの意見聴取）

四 第二種林道事業に係る計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の案又は配慮書について法第三条の七第一項に規定する意見を求める場合には、関係地方公共団体の長及び

第五条第一項の規定による公告は、次に掲げる方法の見地からの意見を書面により提出することができる旨

六 前号の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

五 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

六 前号の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

七 第二種林道事業実施想定区域

八 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県の公報又は広報紙に掲載すること。

九 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。

十 一官報への掲載

十一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

十二 関係地方公共団体の協力が得られた場合にあつては、関係地方公共団体の庁舎その他の関係地方公共団体の施設

4 第一種林道事業を実施しようとする者が、第一種林道事業に係る配慮書について、法第三条の七第一項に規定する意見を求める場合には、法第三条の四第一項に規定する主務大臣への送付をした後、速やかに、関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見を同時に求めるよう努めるものとする。

（第一種林道事業を実施しようとする者が、第一種林道事業に係る配慮書について、法第三条の七第一項に規定する意見を求める場合における助言）

一 第一種林道事業を実施しようとする者の事務所

二 関係地方公共団体の協力が得られた場合にあつては、関係地方公共団体の庁舎その他の関係地方公共団体の施設

三 第二種林道事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合にあつては、関係地方公共団体の長の意見を明瞭にできるよう整理しなければならぬ。

四 第二種林道事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合にあつては、関係地方公共団体の長の意見を明瞭にできるよう整理しなければならぬ。

五 第二種林道事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合にあつては、関係地方公共団体の長の意見を明瞭にできるよう整理しなければならぬ。

六 第二種林道事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合にあつては、関係地方公共団体の長の意見を明瞭にできるよう整理しなければならぬ。

七 第二種林道事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合にあつては、関係地方公共団体の長の意見を明瞭にできるよう整理しなければならぬ。

八 第二種林道事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合にあつては、関係地方公共団体の長の意見を明瞭にできるよう整理しなければならぬ。

九 第二種林道事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合にあつては、関係地方公共団体の長の意見を明瞭にできるよう整理しなければならぬ。

十 第二種林道事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合にあつては、関係地方公共団体の長の意見を明瞭にできるよう整理しなければならぬ。

十一 第二種林道事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合にあつては、関係地方公共団体の長の意見を明瞭にできるよう整理しなければならぬ。

十二 第二種林道事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合にあつては、関係地方公共団体の長の意見を明瞭にできるよう整理しなければならぬ。

十三 第二種林道事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合にあつては、関係地方公共団体の長の意見を明瞭にできるよう整理しなければならぬ。

十四 第二種林道事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合にあつては、関係地方公共団体の長の意見を明瞭にできるよう整理しなければならぬ。

十五 第二種林道事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合にあつては、関係地方公共団体の長の意見を明瞭にできるよう整理しなければならぬ。

十六 第二種林道事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合にあつては、関係地方公共団体の長の意見を明瞭にできるよう整理しなければならぬ。

十七 第二種林道事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合にあつては、関係地方公共団体の長の意見を明瞭にできるよう整理しなければならぬ。

2 第一種林道事業に係る環境影響を受ける範囲  
であると想定される地域を管轄する都道府県知事は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、同項の第一種林道事業を実施しようとするとする者が定める期間内に、第一種林道事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

3 前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を定めて、配慮書の案又は配慮書について第一種林道事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する市町村長の環

二 他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあつたこと。

二 森林法第二十五条第一項若しくは第二項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林（同法第二十五条第一項第八号、第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するために指定されたものに限る。）の区域

木 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区的区域

へ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五

するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 対象林道事業の種類

二 対象林道事業の規模

三 対象林道事業が実施されるべき区域（以下「対象林道事業実施区域」という。）

四 林道の設計の基礎となる自動車の速度

五 主要な構造物の種類及び配置計画

六 前各号に掲げるもののほか、対象林道事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

(関係地方公共団体からの意見聴取の方法)  
**第十四条** 第一種林道事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は配慮書並びに当該配慮書の案について前条の規定により一般的の意見を求めた場合には当該意見の概要及び当該意見に対する第一種林道事業を実施しようとする者の見解を記載した書類を添えて、関係地方公共団体の長に送付し、当該書面の送付の日より六十日から起算して六十日以上の期間を定め

**第十五条** 令別表第一の二の項のトの第二欄に掲げる要件に該当する法第二条第三項に規定する第二種事業（以下「第二種林道事業」という。）に係る法第四条第一項の規定による届出は、別記様式による届出書により行うものとする。

（第二種事業の判定の基準）

**第十六条** 第二種林道事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種林道事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

口 區域 により指定された都道府県立自然公園の  
た国立公園 同法第二項の規定により指定  
された国立公園又は同法第七十二条の規定  
により指定された都道府県立自然公園の  
区域

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八  
十五号）第十四条第一項の規定により指定  
された原生自然環境保全地域、同法第二十  
二条第一項の規定により指定された自然環  
境保全地域又は同法第四十五条第一項の規  
定により指定された都道府県自然環境保全  
地域

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する  
条約第十一條の世界遺産 覧表に記載さ  
れていた自然遺産の区域

第八条第一項の規定により定められた同項  
第七号の風致地区的区域

ヲ  
イからルまでに掲げるもののほか、一定  
の環境要素に係る環境の保全を目的として  
法令等により指定された地域その他の対象  
であると認められるもの

(方法書の作成)

二 関係地方公共団体の協力を得て、関係地方公共団体のウェブサイトに掲載すること。

配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第一項の第一種林道事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種林道事業を実施しようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。

一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称

するよう努めるものとする。  
第二項に規定する地域の全部が一の法第十条  
第四項の政令で定める市に限られるものである  
場合は、当該市の長が、第一項の書面の送付を  
受けたときは、第一項の第一種林道事業を実施  
しようとする者が定める期間内に、第一種林道  
事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案  
又は配慮書について環境の保全の見地からの意  
見を書面により述べるものとする。

配慮書について第二項又は前項の書面の提出  
があつたときは、第一種林道事業を実施しよう  
とする者は、速やかに農林水産大臣に当該書面  
を送付するものとする。

ハ イ及びビロに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

二 当該第二種林道事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第二種林道事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五条第一項の規定により指定され

リ 定された湿地の区域  
水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百三号）第十八条第一項又は第四項の規定により指定された保護水面の区域  
ヌ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第一百九条第一項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁<sup>りょう</sup>及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）  
ル 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

三 前二号に掲げるもののほか、第一種林道事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設  
一 第一種林道事業を実施しようとする者のウ  
4 公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

境の保全の見地からの意見を求めることができる。

イ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

口 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は第六条第三号イからニまでに掲

号) 第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域ト 烏鵠の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により設定された鳥獣保護区の区域チ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な



- 二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号及び第五号に掲げるものを除く。）

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。）

イ 景観

ロ 動物

ハ 生態系

イ 廃棄物等

ロ 温室効果ガス等

五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

六 放射線の量

7 第一項本文の規定による選定は、前条第一項に規定する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。

事業者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ第一項本文の規定により選定された項目（以下「選定項目」という。）の見直しを行わなければならない。

8 事業者は、第一項本文の規定による選定を行つたときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、選定項目として選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法）

**第二十二条** 対象林道事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第二十七条までに定めるところにより選定するものとする。

一 前条第四項第一号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他

- 二 前条第四項第二号イ及びロに掲げる環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

三 前条第四項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に關し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集（別表第二において「注目種等」という。）を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

四 前条第四項第三号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に關し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

五 前条第四項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に關し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場及びその利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

六 前条第四項第四号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に關してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関しては

はそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

七 前条第四項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。

2 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

(参考手法)

**第二十三条** 事業者は、対象林道事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法（参考項目に係るものに限る。）を選定するに当たっては、各参考項目ごとに別表第二に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第二十条第一項の規定により把握した事業特性及び地域特性についての情報を探し踏まえ、最適な手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。

3 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定することができる。

一 当該参考項目に関する環境影響の程度が小ささいことが明らかであること。

二 対象林道事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。

三 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。

四 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

一 当該参考項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。

二 対象林道事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、ある。

- 事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

イ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

ロ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

ハ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

(環境影響評価の項目に係る調査の手法)

**第二十四条** 事業者は、対象林道事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たつては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、並びに地域特性が時間の経過に伴つて変化するものであることを勘案し、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査等の他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

三 調査の対象とする地域 (以下「調査地域」という) 対象林道事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重複的に収集することとする場合における当該地点(別表第二において「調査地点」といいう) 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適かつ効果的であると認められる地点

五 調査に係る期間 時期又は時間帯(別表第一において「調査期間等」という) 調査す

べき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を選定するものとし、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じ調査すべき情報に大きな変化がないことが想定される時期に調査を開始するよう

調査に係る期間を選定するものとする。事業者は、第一項の規定による調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響の小さい方法を選定するよう留意しなければならない。

第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を選定するものとし、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じ調査すべき情報に大きな変化がないことが想定される時期に調査を開始するよう

調査に係る期間を選定するものとする。事業者は、第一項の規定による調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響の小さい方法を選定するよう留意しなければならない。

第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を選定するものとし、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じ調査すべき情報に大きな変化がないことが想定される時期に調査を開始するよう

調査に係る期間を選定するものとする。事業者は、第一項の規定による調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響の小さい方法を選定するよう留意しなければならない。

第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を選定するものとし、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じ調査すべき情報に大きな変化がないことが想定される時期に調査を開始するよう

調査に係る期間を選定するものとする。事業者は、第一項の規定による調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響の小さい方法を選定するよう留意しなければならない。

第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を選定するものとし、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じ調査すべき情報に大きな変化がないことが想定される時期に調査を開始するよう

調査に係る期間を選定するものとする。事業者は、第一項の規定による調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響の小さい方法を選定するよう留意しなければならない。

号の区分に応じて、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法

二 予測の対象とする地域（第四項及び別表第二において「予測地域」という。）調査地域のうちから適切に選定された地域

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第二において「予測地点」という。）選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第二において「予測対象時期等」という。）供用開始後の正常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

五 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第二において「予測対象時期等」という。）供用開始後の正常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

六 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第二において「予測対象時期等」という。）供用開始後の正常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

七 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第二において「予測対象時期等」という。）供用開始後の正常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

八 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第二において「予測対象時期等」という。）供用開始後の正常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

九 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第二において「予測対象時期等」という。）供用開始後の正常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

十 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第二において「予測対象時期等」という。）供用開始後の正常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

十一 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第二において「予測対象時期等」という。）供用開始後の正常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

十二 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第二において「予測対象時期等」という。）供用開始後の正常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

十三 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第二において「予測対象時期等」という。）供用開始後の正常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

十四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第二において「予測対象時期等」という。）供用開始後の正常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

十五 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第二において「予測対象時期等」という。）供用開始後の正常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

もたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあつては、現在の環境の状況）を明らかにできるよう整理し、これを勘案して選定しなければならない。この場合において、将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定するとともに、当該推定に当たつて、国又は関係する地方公共団体により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときには、当該施策の内容を明らかにできるよう努めるものとする。

事業者は、第一項の規定による予測の手法の選定に当たつては、対象林道事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにしなければならない。この場合において、予測の不確実性の程度については、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により把握するものとする。

事業者は、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により把握するものとする。

事業者は、第一項の規定による専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めること。

事業者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めること。

第二十一条 事業者は、対象林道事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たつては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

第二十二条 事業者は、対象林道事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たつては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 調査及び予測の結果並びに第二十九条第一項の規定による検討を行つた場合においては、その結果を踏まえ、対象林道事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内できることの限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。

二 前号に掲げる手法は、評価の根拠及び評価に関する検討の経緯を明らかにできるようになるものであること。

三 国又は関係する地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。

四 前号に掲げる手法は、次に掲げるものであること。

イ 当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるようにするもの

ロ 工事の実施に当たつて長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準と整備を受けることの間に整合が図られていけるかどうかを検討するもの

メ 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるよう努めているかどうかを検討するもの

ソ 事業者による予測の手法選定に当たつての留意事項

第一項の規定により「手法」という。を、第二十条の条において「手法」という。を、第二十一条の規定により把握した事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。

事業者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めること。

事業者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めること。

第二十三条 事業者は、手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

事業者は、手法の選定を行つたときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

事業者は、手法の選定を行つたときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

第二十四条 事業者は、手法の選定を行つたときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

第二十五条 事業者は、手法の選定を行つたときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

第二十六条 事業者は、手法の選定を行つたときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

第二十七条 事業者は、手法の選定を行つたときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

第二十八条 事業者は、手法の選定を行つたときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

第二十九条 事業者は、手法の選定を行つたときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

第二十条 事業者は、手法の選定を行つたときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

第二十一条 事業者は、手法の選定を行つたときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

第二十二条 事業者は、手法の選定を行つたときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

第二十三条 事業者は、手法の選定を行つたときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

第二十四条 事業者は、手法の選定を行つたときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

第二十五条 事業者は、手法の選定を行つたときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

第二十六条 事業者は、手法の選定を行つたときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。





の 濁 に よ り 一 時 的 な 影 響		濁度又は浮遊物事例の引用又は解説
手法	二 ハ 調査の基本的な 土質の状況	質量及びその調査時 における流量の状況
文献その他の資料及 び現地調査による情 報(浮遊物質量につ いては、環境基本法 第十六条第一項の規 定により定められた 水質汚濁に係る環境 基準に規定する浮遊 物質量の測定の方法 に用いられたものと する。)の収集並び に該情報の整理及 び解析	第三 調査地域 四 調査地点 対象林道事業実施区 域及びその周辺の 区域	二 予測地域 調査地域のうち、 流域の特性及び土 砂による水の濁りによ る環境影響を受けるお それがあると認められ る地域 予測地点 流域の特性及び土 砂による水の濁りに係 る環境影響を受けるお それがあると認められ る地域 予測地域 流域の特性及び土 砂による水の濁りに係 る環境影響を受けるお それがあると認められ る地域
五 調査期間等 流域の特性及び土砂 による水の濁りの変 化の特性を踏まえて できる地点	四 調査地点 流域の特性及び土砂 による水の濁りに 係る環境影響を予測 し、及び評価するた めに必要な情報を適 切かつ効果的に把握 できる	四 予測対象時期 工事に伴う土砂に よる水の濁りに係 る環境影響が最大 となる時期 握で きる地点 等
六 調査期間等 流域の特性及び土砂 による水の濁りの変 化の特性を踏まえて できる地点	五 調査期間等 流域の特性及び土砂 による水の濁りに 係る環境影響を予測 し、及び評価するた めに必要な情報を適 切かつ効果的に把握 できる	五 予測対象時期 工事に伴う土砂に よる水の濁りに係 る環境影響が最大 となる時期 等



